

## 京田辺市公式X運用ガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、京田辺市（以下「市」という。）が高い情報の伝播性を持つX（エックス）を活用し、もって市に関する事業、催し、市の魅力及び災害等の緊急情報などを広く一般に周知することを目的とする。

### 2 定義

このガイドラインにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X インターネット上で140文字以内の文章を、不特定のインターネット利用者に公開できるホームページのこと。
- (2) アカウント Xを運用するために取得した権利及び利用者情報のこと。
- (3) ポスト Xに記事を投稿すること及びその記事のこと。
- (4) フォロー 他のアカウントのツイートを自身のアカウントのツイートに表示させるように登録すること。
- (5) リポスト 他のアカウントのポストを自身のアカウントのポストに引用すること。
- (6) リプライ 他のアカウントのポストに返信をすること。
- (7) URL インターネット上にあるホームページの場所を指し示す記述のこと。
- (8) RSS ホームページの更新情報を配信する規格のこと。
- (9) d l v r . i t RSSを読み取り、自動的にツイートするホームページのこと。

### 3 アカウント

市のアカウントは、次の各号に定めるところによる。

- (1) ユーザー名 **citykyotanabePR**
- (2) 名称 **京田辺市役所 PR**
- (3) パスワード 広報担当課長が別に定める

(4) メールアドレス 広報担当課のものとする。

#### 4 ポスト及びリポスト方法

市がポスト及びリポストする方法は、次のいずれかによるものとする。

##### (1) 自動ポスト

市が運営するホームページ（以下「市ホームページ」という。）の到着情報及び募集・案内のRSSを、dlvr.itで自動的にポストするものとする。

##### (2) 手動ポスト及びリポスト

広報担当課が行うものとする。

#### 5 ポスト及びリポストの範囲

市がポスト及びリポストする内容は、行政広報のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 市ホームページの到着情報及び募集・案内に掲載した情報
- (2) 市災害対策本部及び市災害警戒本部が発信する緊急情報
- (3) 公的機関が発信する情報
- (4) その他広報担当課長が適当と認める情報

#### 6 管理責任者及び維持管理

- (1) 市Xの管理責任者は、広報担当課長をもって充てる。
- (2) なりすましによる誤った情報の流布を防ぐため、ユーザー名を市ホームページに明示する。
- (3) このガイドラインは、市ホームページで明示する。

#### 7 フォロー及びリプライの禁止

フォロー及びリプライは、原則として行わないものとする。

#### 8 停止または削除

市は、Xで情報発信が困難になった場合、その理由を市ホームページに明記

し、アカウントを速やかに停止または削除することができる。

## 9 その他

このガイドラインに定めるもののほか、Xの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

このガイドラインは、公布の日から施行する。

このガイドラインは、令和5年11月31日に一部改正